

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会

日時：令和6年11月26日（火）午後1時30分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

—— 会 議 次 第 ——

議 事

1 答申

「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

2 受理報告

【審議資料】

資料1 「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

資料2 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	奥委員
	第二部会長	宮越委員
	日下委員	廣江委員
	堤委員	水本委員
	羽染委員	宗方委員
	速水委員	渡部委員
		(11名)

事務局 藤間アセスメント担当課長
石井アセスメント担当課長

資料 1

令和6年11月26日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第一部会長 奥 真美

「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和6年5月20日に「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の予測は、A棟及びB、C棟それぞれにおいて解体及び建設工事に分けて行われており、その結果は評価の指標とした勧告基準値と同値又はわずかに下回る値となっている。また、工事期間も長期にわたることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、工事の進捗状況に合わせ、必要に応じて更なる措置を検討すること。

【風環境】

風環境における環境保全のための措置として、常緑樹を植栽するとしているが、防風植栽に与える日陰等の影響が懸念されることから、防風効果を備え、生育環境に適した樹木の選定等を行うとともに、継続的に防風効果が得られるよう、適切な維持管理を行うこと。また、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 6年 5月 20日	評価書案について諮問
審議会	令和 6年 7月 30日	現地視察
部 会	令和 6年 9月 25日	質疑及び審議
部 会	令和 6年 10月 16日	質疑及び審議
部 会	令和 6年 11月 19日	総括審議
審議会	令和 6年 11月 26日	答申

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。

受 理 報 告 (11 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	六本木五丁目西地区市街地再開発事業	令和6年10月31日
2 事 後 調 査 報 告 書	川口土地区画整理事業（工事の施行中その3）	令和6年9月24日
	西武鉄道新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業（工事の施行中その2）	令和6年9月30日
	東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業（工事の施行中その7）	令和6年10月18日
	（仮称）新ごみ焼却施設整備事業（工事の施行中その2）	令和6年10月22日
3 変 更 届	中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業	令和6年10月18日
	東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）	令和6年10月21日
4 着 工 届 （事後調査計画書）	都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業	令和6年10月10日
	東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業	令和6年10月28日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
5 完 了 届	東京都市計画道路環状線2号線（中央区晴海四丁目～銀座八丁目間）建設事業	令和6年10月10日

受 理 年 月 日
令和6年10月31日

「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
大気汚染	<p>大気汚染の予測では、工事の施行中及び完了後の予測時期におけるそれぞれの発生源ごとに予測が行われ、評価の指標を満足しているが、各予測時期には複数の発生源が同時に存在し大気質への影響を与えることから、それぞれの発生源による寄与を重合した予測も行い評価するとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。</p>	<p>工事の施行中及び工事の完了後における大気質の重合予測について、結果概要を本編に、詳細を資料編に掲載した。 (本編 8-51, 56 資料編 2-51～54)</p>
	<p>駐車場の供用に伴う大気汚染の予測では、A-1 街区駐車場排出ガスの最大濃度は評価の指標とした環境基準を下回るとしているが、その出現地点付近には福祉施設が存在していることから、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。</p>	<p>地下駐車場の供用に対する環境保全のための措置を追記した。 (本編 8-63)</p>
	<p>計画される熱源施設について、排出される窒素酸化物量は相当程度多いことから、熱源施設排出ガスの排出条件と排気口頭頂部の気象条件や近接する建物の状況等を検討し、高濃度汚染の発生が予想される場合には短期平均値についても予測を行い、その年間出現頻度を考慮した上で評価すること。</p>	<p>熱源施設からの排出ガスによる大気質の短期予測について、結果概要を本編に、詳細を資料編に掲載した。 (本編 8-61 資料編 2-55～57)</p>

項目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
騒音・振動	<p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は、評価の指標とした勧告基準値と同値又はわずかに下回る値であり、また、計画地周辺には教育施設や福祉施設等が近接していることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、必要に応じて更なる措置を検討すること。</p>	<p>建機稼働に伴う建設作業騒音について、環境保全のための措置を追記した。 (本編 8-105)</p>
風環境	<p>本事業の計画地は、交通結節点である六本木駅に隣接して、不特定多数の人の利用が見込まれるが、風環境の予測結果では、敷地境界付近において、現況からの変化が一定程度生じる地点が多くみられることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。</p>	<p>環境保全のための措置を補足追記した。 (本編 8-178)</p>
	<p>環境保全のための措置として、人工地盤上等へ防風植栽を施すとしているが、防風植栽に与える日陰等の影響が懸念されることから、防風効果を備え、生育環境に適した樹木の選定等を行うとともに、継続的に防風効果が発揮できるよう、適切な維持管理を行うこと。</p>	<p>環境保全のための措置を補足追記した。 (本編 8-178)</p>